



(はたひろき)

令和4年12月号 vol.98



今年も間もなく終わります。
大変残念な報告ですが、私が愛する松本山雅(信州のサッカークラブ)はJ2昇格まで勝ち点1及ばず、来年もJ3に留まることになりました。わずかな差とはいえ、昇格したクラブとは天と地の差です。
人生や仕事にも同じような場面はたくさんあります。今年の残り少ない日々、しっかりやり切って1年を終えたいと思います。

”走る税理士”が教える今月の税務・会計・法務マメ知識



税務調査に関する気になる情報です。
帳簿の作成・保存義務が強化され、特に、売上に関する調査に必要な書類の保存がない場合や、不備がある場合の加算税が重くなります。

”加算税が最大で10%加重される措置が導入されます”

税務調査において、税務職員から「売上に関する調査に必要な書類」の提示を求められた際に、帳簿を提示しない又は帳簿の記載に不備がある場合、売上の申告漏れに対して課される加算税の割合が最大で10%加重されることになります。

では、適正な売上に関する帳簿とはどういったものかというところ

①売上に係る取引の年月日 ②相手方 ③金額 が記載されたもの。仕訳帳や総勘定元帳、売上帳等が該当します。

小規模な事業者で、日々の売上の合計金額のみが記載されているノートなどを帳簿として利用されている方もいるかと思いますが、これは要件を満たしていないので注意が必要です。

別途、取引年月日、相手方、金額が記載された書類を、年月日順に整理して保存する等の対策が必要です。(雑然と袋や箱に入れて保存するのはNGです)

不動産賃貸業などで、専用の通帳で貸借期間・貸借人が分かり、契約書等でその取引内容を確認できる場合には、通帳も本措置における帳簿と認められるようです。

本措置は、令和6年1月1日以降に申告期限が到来するもの(つまり、個人事業の場合は令和5年分から)から適用されます。

「今月の本の紹介」

「限りある時間の使い方」

(オリバー・パークマン 著・かんき出版)

人生はわずか4000週間しかない。

本書では、人生の時間が限られていること、さらにその限られた範囲でしか自分をコントロールできないのだから、現実をありのままに受け止め、より大きな充実感を手に入れるという、生き方のヒントが語られています。

今の自分に与えられた時間に感謝し、今の自分に集中して生きる勇気もらえる一冊です。

「気まぐれ簡単レシピ」

<里芋のトマトカレー煮>

・里芋 5~6個 →皮を剥き塩をまぶしてしばらくおく →洗って2等分する

・トマト(中サイズ) 3個 →角切り

・にんにく 1片 →みじん切り

・オリーブ油 大1、カレー粉 大1、塩 小1、味噌 小1、水 1カップ

①鍋にオリーブ油とにんにくを入れて弱火にかける。

②里芋とトマトを加え、カレー粉、塩を加えたら炒める。

③水を入れ、沸騰したら味噌をいれて、蓋をして里芋が柔らかくなり、汁気がなくなるまで煮る。

【調理師ハタモン】

(連絡先)

TEL 092-791-4296

E-MAIL hata-tax@tkcnf.or.jp

FAX 092-791-4298

〒810-0074 福岡市中央区大手門3-5-10第2井原ビル301号

羽田博樹税理士事務所